

今月の税務トピックス (特定親族特別控除の創設)

税 理 士 宮 森 俊 樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

「扶養する側（親等）」の税負担が増加するのは「扶養される側（子等）」の給与収入金額が103万円（基礎控除48万円＋給与所得控除55万円）を超えた場合とされていました。また、一定の学生については、給与収入金額が130万円以下である場合には、勤労学生控除（27万円）が適用されるため、税負担が生じないこととされていました。

令和7年度税制改正では、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘があったため、特定親族特別控除が創設されました。

本稿では、創設された特定親族特別控除の概要と実務上の留意点について解説します。

I 制度の概要

1 適用要件

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限り、）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下「特定親族」といいます。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特定親族一人につきその特定親族の合計所得金額の区分に応じて（所得税は63万円から3万円・個人住民税の所得割は45万円から3万円）が控除されます（所法84の2①③、地法34①十二、314の2①十二）。

なお、控除対象扶養親族（老人扶養親族を含みます。）とは、納税者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）等でその納税者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が58万円（改正前：48万円）以下で、年齢16歳以上の者とされます（所法2三十四の二）。

2 扶養親族等の判定の所屬

一の居住者の配偶者がその居住者の「配偶者特別控除（所法83の2①）」に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は一定で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみな

されます（所法85③）。

この場合において、居住者の配偶者が前述した生計を一にする配偶者（以下「特別控除対象配偶者」といいます。）又は特定親族のいずれに該当するかは、その居住者又は他の居住者の提出するその年分の「給与所得者の扶養控除等申告書等（所令217の3①）」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書（所法195の3①）」の規定による申告書（以下「申告書等」といいます。）に記載されたところによります（所令218の2①）。

さらに、その居住者又は他の居住者が同一人をそれぞれ自己の特別控除対象配偶者又は特定親族として申告書等に記載したとき、特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者の特別控除対象配偶者とされます（所令218の2②）。

3 特定親族等の判定の時期等

その者が居住者の特定親族に該当するかどうかの判定は、その年12月31日の現況によります。ただし、その判定に係る者がその当時に既に死亡している場合は、その死亡の時の現況によります（所法85③）。

II 適用関係

上記Iの改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます（令和7年改正法附則6①）。ただし、年末調整を考慮して平成7年12月1日から施行されます（令和7年改正法附則1①一イ、令和7年改正所令1一イ）。

なお、個人住民税については、令和8年1月1日から適用されます（令和7年改正地法附則1一、令和7年改正地令附則1一）。

おわりに

特定親族特別控除については、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合には、源泉控除対象親族として、給与等及び公的年金等の源泉徴収税額の算定において「扶養親族等の数」にカウントされますので、実務上留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。